

# ご確認ください(入所申込の重要項目)

松江市保育所幼稚園課認定入所係 (0852-55-5312)

※入所希望日時点の状況で申込をしてください。

R6.10.24版

※きょうだい同時に入所申込をする場合は、こどもごとに必要な月の申込手続きをしてください。

※現年度2月と新年度4月入所(1次募集)を併願する場合は、それぞれの年度の申込手続きをしてください。



## 1 令和6年度2・3月入所と令和7年度4月入所の併願

	令和6年度 2 月入所	令和6年度 3 月入所	令和7年度 4 月入所
申込締切日	令和7年 1 月 10 日(金) (窓口・オンライン同日)	令和7年 2 月 10 日(月) (窓口・オンライン同日)	窓口:令和6年12月27日(金) オンライン:令和7年 1 月 7 日(火)
結果発送日	令和7年 1 月 17 日(金)頃	令和7年 2 月 17 日(月)頃	令和7年 2 月 5 日(水)頃
申込締切日(4月2次)	-	-	令和7年 3 月 10 日(月)
結果発送日(4月2次)	-	-	令和7年 3 月 17 日(月)頃
入所日	令和7年 2 月 1 日(土)	令和7年 3 月 1 日(土)	令和7年 4 月 1 日(火)

### 例)2月入所と4月入所(1次募集)を併願する場合と3月入所と4月入所(2次募集)

A保育所に行きたいが、2・3月はAに入所可能枠がないため、枠のあるB・C保育所を含めて第3希望まで入所を希望し、4月入所でも同じ園を第3希望まで入所を希望

4 月入所 2・3月入所	A保育所で決定 (第1希望)	C保育所で決定 (第3希望)	不承諾
A保育所で決定 (第1希望)	<b>1</b> 2・3月～ A 保育所に入所 (4月以降も A を継続利用)	<b>3</b> 2・3月 A 保育所に入所 4月～ C 保育所に転園	2・3月～ A 保育所 (4月以降も継続利用)
B保育所で決定 (第2希望)	<b>2</b> 2・3月 B 保育所に入所 4月～ A 保育所に転園	<b>4</b> 2・3月 B 保育所に入所 4月～ C 保育所に転園	2・3月～ B 保育所 (4月以降も継続利用)
不承諾	4月～ A 保育所に入所	4月～ C 保育所に入所	<b>5</b> 不承諾 (4月2次募集で入所調整)

**1** 2・3月と4月が同じ園に決定した場合は、継続入所となるため4月入所に伴う各種手続きはありません。

**2 3 4** 2・3月と4月が別園に決定した場合に、4月入所を辞退すると2・3月に入所した園は3月末で退園となり、4月以降の利用はできません。3月と4月が別園に決定し3月入所を辞退し4月から入所を希望する場合は、**3月入所の『辞退届⑭』を2月21日(金)までに提出**してください。

**5** 2月と4月(1次)が不承諾の場合は、3月と4月(2次)の審査を自動的に行います。希望しない場合は、**『取下届⑧』を申込締切日まで**に提出してください。

4月(1次)の結果によって3月入所を希望しない場合は、**2月5日(水)に直接窓口**に受け取りに来庁し3月入所申込の『取下届⑧』を記入してください。**直接受け取りは1月24日(金)までに本庁(保育所幼稚園課)へ連絡**が必要です。

※『取下届⑧』、『辞退届⑭』はスマート申請でもできます。(『辞退届⑭』を提出する場合は、事前に決定施設と本庁へ連絡をしてください。)

## 2 妊娠・出産を理由に入所申込をする場合

※現在、妊娠中の方は  
必ずご確認ください。

『出産予定日の前8週(多胎児は14週)が属する月の初日』から、

『出産日(出産予定日で認定した場合、出産予定日)から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日』まで

※保護者が妊娠している場合、出産予定日(出産日)の前後8週にあたる日が属する月は、就労をしている場合でも「妊娠・出産」の認定となります。

※上記の期間後も保育所等の継続利用を希望する場合は、「育児休業中の継続利用」以外の認定のみ可能です。  
ただし、別途手続きが必要になります。

## 3 育児休業から復帰予定で入所申込をする場合



- ・育児休業から復帰予定で入所を希望する場合、育児休業取得中の職場に復帰していただくことが条件です。
- ・申請児童の入所月または入所翌月に必ず復職してください。(転園の場合は入所月に復帰してください)
- ・申し込み時点で育児休業から復帰せず、離職が確定しているまたは予定している場合は、「就労」を理由に申し込むことはできません。

※現在、保育所等を「育児休業中の継続利用」で利用している兄弟がいる場合、要件の喪失になるため認定の取り消し及び保育所等の退所になります。

入所決定後に育児休業から復帰しないことになった場合、早急に保育所幼稚園課に報告してください。

※育児休業終了後に短時間勤務制度などの利用を検討中の方は、利用の有無を決定した上で就労証明書を作成してください。

※育児休業復帰予定の方は、入所後に復職証明書の提出が必須です。提出がない場合は退所となります。

## 4 入所後に入所申込時と状況が変更する場合

- ・入所決定後に申込書類の内容から変更等があることがわかった場合は、調整指数が違うため入所決定を取り消す場合があります。至急、保育所幼稚園課認定入所係へ連絡してください。
- ・変更後の調整指数で利用調整した結果、不承諾の申込者が、本来であれば入所できていた場合、入所決定を取り消し、判明した月の月末で退所していただきます。
- ・保育所等への入所をご希望の場合は、改めて入所を申し込んでください。
- ・入所決定の取り消しの時期によっては、翌月、家庭保育していただくこととなります。

(例1) 育児休業復帰予定で申込みをしたが、入所後に復帰せずに退職した(する)ことが判明した。

(例2) 申込に雇用証明された職場から転職しており、勤務時間が減っていることが判明した。

(例3) 就労で申込みをしたが離職しており、求職活動をしていることが判明した。等

## 5 スマート申請(オンライン)

※詳細は入所のてびきのP10をご確認ください。



例月入所申込  
及び  
変更申込 等



令和7年度4月申込専用

